小値賀町議会第三回定例会　（第二日目）

一、出席議員　十一名

一番	加山雅徳
二番	土川重佳
三番	小辻隆治郎
四番	浦英明
五番	末永一朗
六番	松永勇治
七番	岩坪義光
八番	伊藤忠之
九番	横山弘蔵
十番	立石隆教
十二番	近藤一輝

二、欠席議員　一名

十一番	黒崎政美

三、地方自治法第百二十一条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町長　山田憲道
助役　三浦清敏
収入役　神川清
教育長　巖充也
総務課長　大黒泰三
住民課長　谷良一
農林課長　松本充司
水産商工課長　筒井英敏
建設課長　中村敏章
税務課長　西村久之
診療所事務長　吉元勝信
空港管理事務所長　平野久之
教育次長　西浩三
農業委員会事務局長　福田等
保育所長　松永一誠

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議会事務局長　升水裕司
議会事務局書記　松永清美

五、議事日程

別紙のとおりである。

議　事　日　程

小値賀町議会第三回定例会
平成十六年九月二十二日（水曜日）　午前九時三十分　開　議

第　一　会議録署名議員指名（浦　英明議員・末永一朗議員）
第　二　議案第五九号　あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について
第　三　議案第六〇号　あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について
第　四　議案第六一号　あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について
第　五　議案第六二号　あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について
第　六　議案第六三号　長崎県市町村総合事務組合を組織する組合市町村数の減少とこれに伴う規約の変更について
第　七　議案第五三号　平成十六年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第一号）
第　八　議案第五四号　平成十六年度小値賀町老人保健事業特別会計補正予算（第一号）
第　九　議案第五五号　平成十六年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第一号）
第　十　議案第五六号　平成十六年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第一号）
第十一　議案第五七号　平成十六年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第一号）
第十二　議案第五八号　平成十六年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第一号）

午前九時三十分開議

議長（近藤一輝）　おはようございます。

ただいまの出席議員は、十一名です。

定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第百十八条の規定によって、四番・浦　英明議員、五番・末永一朗議員を指名します。

おはかりします。

日程第二、議案第五十九号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について及び日程第三、議案第六十号、日程第四、議案第六十一号、日程第五、議案第六十二号は、関連がありますので、一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。

したがって、日程第二、議案第五十九号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について及び日程第三、議案第六十号、日程第四、議案第六十一号、日程第五、議案第六十二号を一括議題とします。

議案第五十九号、議案第六十号、議案第六十一号、議案第六十二号の提案理由の説明を求めます。　水産商工課長

水産商工課長（筒井英敏）　議案第五十九号から議案第六十二号の、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について、ご説明申し上げます。

斑漁港の漁港施設用地、水路敷として、県営事業で公有水面の埋立てを行い完成し、竣工認可を受けましたので、地方自治法第九条の五第一項、並びに第二百六十条第一項の規定により、提案するものであります。

予め、赤マーカーで囲った現地写真をそれぞれ添付いたしておりますので、ご覧いただければと存じます。

議案第五十九号の漁港施設用地の内訳を申し上げますと、護岸敷四十・七二平方メートル、物揚場敷四百十・六二平方メートル、野積場用地六百八十三・三四平方メートル、道路敷二百四十一・二四平方メートル、合計千三百七十五・九二平方メートルが新たに生じた土地であり、この土地を班島郷字馬崎にそれぞれ編入して区域の変更をしようとするものでございます。

議案第六十号の（A）の漁港施設用地の内訳を申し上げますと、添付している現地写真二枚目の下の部分になりますが、護岸敷五十五・四六平方メートル、岸壁敷三百二十三・八八平方メートル、野積場敷五百三十六・五五平方メートル、道路敷百五十八・一七平方メートル、合計千七十四・〇六平方メートルが新たに生じた土地であり、この土地を班島郷字馬崎にそれぞれ編入して区域の変更をしようとするものでございます。

（B）の漁港施設用地、水路敷の内訳を申し上げますと、給油施設用地九百六十九・三五平方メートル、道路敷四千九百五十八・八四平方メートル、漁船保管施設用地二百五・五四平方メートル、漁船修理場用地五百八十九・四二平方メートル、船揚場敷百二十三・〇一平方メートル、漁港環境施設用地九百六十三・八八平方メートル、加工場用地千三百三・五五平方メートル、水産倉庫用地五百九・八五平方メートル、駐車場用地五百三十七・八〇平方メートル、護岸敷三百七十八・九八平方メートル、物揚場敷千四百八十三・〇九平方メートル、野積場用地二千五百七十六・九四平方メートル、漁具保管修理施設用地五千四百六十二・五五平方メートル、荷捌所用地七百七十九・〇〇平方メートル、水路敷二百十・六九平方メートル、合計二万一千五十二・四九平方メートルが新たに生じた土地であり、この土地を班島郷字タリウトにそれぞれ編入して区域の変更をしようとするものでございます。

議案第六十一号の漁港施設用地の内訳を申し上げますと、漁港環境施設用地四百七十八・六七平方メートル、岸壁敷千六十二・一〇平方メートル、護岸敷六十二・五九平方メートル、合計千六百三・三六平方メートルが新たに生じた土地であります。この土地を班島郷字タリウトにそれぞれ編入して区域の変更をしようとするものでございます。

議案第六十二号の漁港施設用地の内訳を申し上げますと、道路敷四百四十九・八六平方メートル、護岸敷二百五十六・四一平方メートル、物揚場敷四百十九・九三平方メートル、漁具保管修理施設用地千九百四・二九平方メートル、合計三千三十・四九平方メートルが新たに生じた土地であります。この土地を班島郷字タリウトにそれぞれ編入して区域の変更をしようとするものでございます。

以上、提案理由をご説明申し上げました。
よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。
議長（近藤一輝）　これで提案理由の説明を終わります。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
一番（加山雅徳）　一点お尋ねですが、この字の変更ということでございますが、これはあくまでも県有地ということと私は理解しておりますが・・・。
仮にですね。民間で、例えばの話、利用を一部借りてするということはできるとでしょうか。
議長（近藤一輝）　水産商工課長
水産商工課長（筒井英敏）　お答えいたします。
『利用計画』が県の方で定められておりますので、現在のところ、民間での使用は難しいと考えております。
議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。
一番（加山雅徳）　これは県議会の方でも、こういう話が何か議事録の方に載っておりますが、例えば、漁協とかそれなりの団体であれば、可能なわけですか。
議長（近藤一輝）　水産商工課長
水産商工課長（筒井英敏）　県の方で用途が定められておりますので、漁協の方が用途に定められた目的で使うのであれば、申請すれば許可は下りると思います。
議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから、議案第五十九号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についての討論を行います。
討論はありませんか。

加山議員

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第五十九号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についてを採決します。

おはかりします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。

したがって、議案第五十九号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第六十号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第六十号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についてを採決します。

おはかりします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。

したがって、議案第六十号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第六十一号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、議案第六十一号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についてを採決します。
おはかりします。
本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。
したがって、議案第六十一号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更については、原案のとおり可決されました。
これから、議案第六十二号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についての討論を行います。
討論はありませんか。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、議案第六十二号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についてを採決します。
おはかりします。
本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。
したがって、議案第六十二号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更については、原案のとおり可決されました。
日程第六、議案第六十三号、長崎県市町村総合事務組合を組織する組合市町村数の減少とこれに伴う規約の変更についてを議題とします。
本件について提案理由の説明を求めます。
総務課長

総務課長（大黒泰三）　議案第六十三号、長崎県市町村総合事務組合を組織する組合市町村数の減少とこれに伴う規約の変更についてご説明いたします。

平成十七年一月四日から、香焼町、伊王島町、高島町、野母崎町、三和町及び外海町が長崎市へ編入されることに伴い、これらの町が長崎県市町村総合事務組合から脱退し、長崎市が当組合に加入いたします。

また、この廃置分合に伴い、長崎半島浄化施設組合が解散されることから、当組合から脱退するものでございます。

よって、当組合を構成する地方公共団体の増減に伴い、組合の規約を変更する必要があり、これらの協議については、地方自治法第二百九十条の規定により、議会の議決を必要といたしますので、ご提案いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（近藤一輝）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第六十三号、長崎県市町村総合事務組合を組織する組合市町村数の減少とこれに伴う規約の変更についてを採決します。

おはかりします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。

したがって、議案第六十三号、長崎県市町村総合事務組合を組織する組合市町村数の減少とこれに伴う規約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第七、議案第五十三号、平成十六年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第一号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長（谷　良一）　議案第五十三号、平成十六年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第一号）について、ご説明いたします。

この度の補正は、歳入歳出それぞれ百十六万九千円を追加し、予算総額を四億五千百八十九万六千円にするものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入から順次ご説明いたします。

七頁をお開き下さい。

第三款・国庫支出金、一項・国庫負担金、二目・療養給付費等負担金、二節・過年度分百九十九万円の増。

第四款、一項、一目・療養給付費交付金、二節・過年度分五百八十三万二千円の増は、いずれも平成十五年度の実績報告により、不足額が追加交付されるものでございます。

第八款・繰入金、二項・基金繰入金、一目、一節・財政調整基金繰入金二千七百七十五万七千円の減。前年度からの繰越金等が増額になったため、基金繰入金を減額するものでございます。

第九款、一項・繰越金、一目・一般被保険者繰越金、一節・前年度繰越金一千九百七十三万七千円の増額で、前年度からの繰越金は、二千九百七十三万七千六百十九円となっております。

第十款・諸収入、二項、一目、一節・雑入十一万四千円の増。国民健康保険無資格者が保険証を使用しておりましたので、町負担分を返還金として徴収したものでございます。二目・第三者納入金、一節・一般被保険者第三者納入金三十五万三千円の増は、交通事故によるものでございまして、国民健康保険で立て替えていた分を、保険会社から納入されるものでござ

います。

第十一款・連合会支出金、一項、一目、一節・連合会補助金九十万円の増。限度額九十万円の十割補助、モデル事業に家庭血圧管理事業を申請したところ、認定されたことによる増額でございます。

次に、歳出を申し上げます。

第二款・保険給付費、一項・療養諸費、一目・一般被保険者療養給付費、二目・退職被保険者等療養給付費、三目・一般被保険者療養費は、歳入の、第三款・国庫支出金、第四款・療養給付費交付金の補正による財源の組み替えでございます。四目・退職被保険者等療養費六万一千円の増は、コルセット等の現金給付分及び柔術・整復師施術の現物給付分でございまして、当初、月二件ほど見込んでおりましたが、月三件から四件になる見込みでございますので、それによる増額でございます。二項・高額療養費、三項・移送費は、歳入の、第三款・国庫支出金、第四款・療養給付費交付金の補正による財源の組み替えでございます。

第六款・保健事業費、二項・健康管理センター事業費、二目・保健指導事業費は、主に歳入第十一款で申しました、モデル事業の家庭血圧管理事業によるものでございます。具体的内容は、各地区毎に十八歳以上の全員を対象に、朝・晩二回、一カ月間の血圧測定を本人が行なうというものです。一人に一台、自動記録式の血圧計を貸与し、その結果を回収・分析し、保健事業に繋げたり医療に繋げるものです。

以上、補正予算の概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（近藤一輝）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第三款・国庫支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第四款・療養給付費交付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第八款・繰　入　金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第九款・繰　越　金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第十款・諸　収　入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第十一款・連合会支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　歳出に移ります。

第二款・保険給付費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第六款・保健事業費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

十番（立石隆教）　六款の、保健事業費のところでございますけれども、国保のモデル事業の『家庭血圧管理事業』ということでございますが、先ほど説明を受けました。

これが毎日血圧を測ってですね、管理をするということでありますが、これが実際上、我々の健康を維持するのにどのような期待がもたらされるのかと、貢献するのかという、そういうことについてどういうことを想定しながらこの事業が進められているのかということをお伺いしますが…。狙いって言いますかね、そこをお伺いをします。

議長（近藤一輝）　住民課長

住民課長（谷　良一）　最近、当町では、急に倒れて亡くなられたり、そういうのが非常に多くなりまして、血圧関係が主な原因じゃないかということが言われておりますので、そういうことを未然に防ぐようなことで、この事業を行う予定でございます。

以上です。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

十番（立石隆教）　立石議員
今のようなことであればですね、これは単なる何年かの、ある地区だけとか、そういうことではなくて、全町挙げてということも将来考えられるわけですし、それが非常に効果を持つということであれば、或いは、それはしなければいけないということであれば、これは単なるモデル事業としてある期間だけやって、それで終わりというふうになっていいのかという問題も私は思ったりしますので、今後の展開も考えなきゃいけませんが、そういうふうなところも、今のように急に倒れる方々を未然に防ぐとか、危険が身近に迫ってるというのが血圧で判るとか、そういうことであれば、是非こういうふうなものは今後の展開も考えながらですね、是非このような事業は進めてほしいと思うのですが、如何でしょうか。

議長（近藤一輝）　住民課長

住民課長（谷　良一）　実は、この『家庭血圧管理事業』というのは、前から行っております。
それで、今回、先ほど説明申し上げましたが、申請をしたら補助が付いたということで、前々から事業は行っておりました。それで、今回は補助が付いたということで、補助事業として今年度はやっておりますので、勿論、補助が付かなくても来年以降も続けたいと思っております。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

六番（松永勇治）　松永議員
九頁のですね、療養諸費の二目・退職被保険者等療養給付費ですね。それの、その他の五百十四万五千円の財源はどれから、歳入のどの分がそうですか、ちょっとお尋ねします。振り替え分ですね、一般財源との・・・。

議長（近藤一輝）　住民課長

住民課長（谷　良一）　先ほど説明をいたしましたが、歳入の第四款ですね、療養給付費交付金の五百八十三万二千円のうちの、退職者分は五百十四万五千円でございます。
以上です。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

これから討論を行います。
討論はありませんか。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、議案第五十三号、平成十六年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第一号）を採決します。
おはかりします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。
したがって、議案第五十三号、平成十六年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第一号）は、原案のとおり可決されました。

日程第八、議案第五十四号、平成十六年度小値賀町老人保健事業特別会計補正予算（第一号）を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
住民課長（谷　良一）　議案第五十四号、平成十六年度小値賀町老人保健事業特別会計補正予算（第一号）について、ご説明いたします。
この度の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ三千七百十五万四千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ五億四千八百五十一万六千円にするものでございます。
それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入から順次ご説明いたします。
七頁をお開き下さい。
第二款・国庫支出金、一項・国庫負担金、一目・医療費負担金、二節・過年度分一千八百七十二万七千円の増額は、国庫負担金の前年度医療費の実績に基づくもので、負担金の不足分が追加交付されるものでございます。

第三款・県支出金、一項・県負担金、一目・医療費負担金、二節・過年度分四百六十七万円の増額は、県負担金の前年度医療費の実績に基づくもので、負担金の不足分が追加交付されるものでございます。

第五款、一項、一目・繰越金、一節・前年度繰越金一千三百七十五万七千円の増額は、前年度からの繰越金でございます。

次に、歳出を申し上げます。

第三款・諸支出金、一項、一目・償還金、二十三節・償還金、利子及び割引料六十二万四千円の増額は、前年度医療費交付金等の実績に基づくもので、支払基金へ返還するものでございます。

第三款・諸支出金、二項・繰出金、一目・一般会計繰出金、二十八節・繰出金三千六百五十三万円の増額は、前年度の国・県定率負担分の不足分を一般会計より繰り入れ、予算計上いたしておりましたので、その分を一般会計へ返納するものでございます。

以上、補正予算の概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（近藤一輝）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第二款・国庫支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第三款・県支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第五款・繰越金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　歳出に移ります。

第三款・諸支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第五十四号、平成十六年度小値賀町老人保健事業特別会計補正予算（第一号）を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。

したがって、議案第五十四号、平成十六年度小値賀町老人保健事業特別会計補正予算（第一号）は、原案のとおり可決されました。

日程第九、議案第五十五号、平成十六年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第一号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長（谷　良一）　議案第五十五号、平成十六年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第一号）について、ご説明いたします。

この度の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ五百十五万円を追加し、予算総額を三億二千七百十五万円にするものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入から順次ご説明いたします。

七頁をお開き下さい。
まず、歳入についてご説明いたします。
第四款・国庫支出金、一項・国庫負担金、一目・介護保険給付費負担金八十三万二千円の増額は、平成十五年度の介護給付費負担金の負担額確定に伴う精算額であり、過年度収入分であります。
第六款、一項・支払基金交付金、一目・介護給付費交付金百四十三万三千円の増額は、平成十五年度介護給付費交付金の確定に伴う精算交付額であり、過年度収入分であります。
第十二款、一項・繰越金、一目・前年度繰越金二百八十八万五千円の増額は、平成十五年度介護保険事業の決算に伴う、前年度からの繰越金でございます。
次に、歳出についてご説明いたします。
第二款・保険給付費、一項、一目・介護サービス等諸費の項目は、歳入の第四款・国庫支出金及び第六款・支払基金交付金の補正による財源の組み替えでございます。
第五款、一項、一目・基金積立金、二十五節・積立金三百八十五万三千円の増額は、平成十五年度介護保険事業特別会計の介護保険給付費に係る事業実績で剰余金が出ており、介護保険給付費準備基金条例に基づき、基金へ積み立てるものであります。
第六款・諸支出金、一項、一目・償還金、二十三節・償還金、利子及び割引料五十二万円の増額については、平成十五年度介護保険事業における介護給付費等の事業実績に伴う、国・県等への介護保険給付費負担金等の償還金であります。
その内容としまして、県、介護保険給付費負担金の償還金四十二万三千円、その他、介護保険事務費交付金等の償還金九万七千円であります。二項・繰出金、一目・一般会計繰出金七十七万七千円の増額は、平成十五年度の介護保険給付費事業実績に伴う、一般会計への介護保険給付費負担金等、返還金として一般会計へ繰り出すものでございます。
以上、補正予算の概要をご説明申し上げました。
よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。
議長（近藤一輝）　これで提案理由の説明を終わります。
これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。
第四款・国庫支出金
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　第六款・支払基金交付金
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　第十二款・繰　越　金
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　歳出に移ります。
第二款・保険給付費
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　第五款・基金積立金
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　第六款・諸 支 出 金
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

これから、議案第五十五号、平成十六年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第一号）を採決します。おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。

したがって、議案第五十五号、平成十六年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第一号）は、原案のとおり可決されました。

日程第十、議案第五十六号、平成十六年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第一号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長

建設課長（中村敏章）　議案第五十六号、平成十六年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第一号）の提案理由を、ご説明いたします。

この度の補正は、「第一表歳入歳出予算補正」に示しますとおり、既定の歳入歳出予算にそれぞれ二百二十七万六千円を追加し、予算総額を一億九千九百三十七万六千円とするものでございます。

それでは、補正予算の内容を、説明書の事項別明細書により、七頁、歳入よりご説明いたします。

一款、一項、一目・使用料の十三万円増額は、前年度分滞納繰越分でございます。

五款、一項、一目・繰越金は、前年度繰越金でございまして、補正後の繰越金は、三百十四万六千円となります。

歳出では、一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費の補正は、下水道工事に伴う配水管移設工事が主なものでございます。百七十七万六千円増額し、補正後の一般管理費を六千百四十九万円としております。

二款、一項・施設整備費の五十万円の増額は、補助対象事業費の事務費の増額補正でございます。二款、一項・施設整備費の補正後の総額を八千九百五十万円としております。

補正後の、小値賀町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算総額を、一億九千九百三十七万六千円といたしました。

以上、提案理由のご説明をいたしました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（近藤一輝）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・事業収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第五款・繰越金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　歳出に移ります。

第一款・総務費

一番（加山雅徳）　十二節の、役務費の件ですが、これ前回当初予算の時に私質問したと思うとですけど、水質検査で二百七十万増加したということで答弁があったと思いますが、今回、百万減額と、水質検査手数料がですね。

この内訳をお願いいたします。

議長（近藤一輝）　建設課長

建設課長（中村敏章）　お答えいたします。

現在、長崎県の食品衛生協会の方に委託しておるわけでございますけど、こういった検査項目の会社というのがですね、最近増えてございます。

それで、当初見積り段階よりもですね、金額的に安く、実施の場合ですね、価格を落として競争原理が働くような格好になっております。

内訳といたしましてはですね。毎月項目、九項目、この分がですね、九万九千四百円減額となっております。それと、毎月項目の二項目、これは野崎ダムの原水の試験ですけど、これが二十二万五千円。それとですね、三カ月に一回の検査の金額がですね、四十三万五千九百円減額です。それと、全項目検査、これは上水の検査なんですけど、これが十二万二千五百円減額でございます。それと、全項目検査の原水、これがですね、十一万七千五百円。

合計しまして百万円の減額となっております。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

八番（伊藤忠之）　同じく一般管理費の中で、十五節の工事請負費。これの概算で結構ですので、配水管移設の工事の、概算でメートルでどのくらいになっておりますか。

議長（近藤一輝）　建設課長

建設課長（中村敏章）　現在、浜津地区の農業集落排水事業の下水道の方の工事を発注しているわけでございますけど、その箇所がですね、三工区分かれております。後目地区がほとんど発注しているわけでございますけど、その間のですね、水道管移設でございます。

メーター数はですね、約五百メートルぐらいを計画しております。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第二款・施設整備費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第五十六号、平成十六年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第一号）を採決します。

伊藤議員

おはかりします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。
したがって、議案第五十六号、平成十六年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第一号）は、原案のとおり可決されました。
しばらく休憩します。

―休憩　午前十時二十分―

議長（近藤一輝）　再開します。

―再開　午前十時三十八分―

日程第十一、議案第五十七号、平成十六年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第一号）を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
建設課長（中村敏章）　議案第五十七号、平成十六年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第一号）の提案理由を、ご説明いたします。
この度の補正は、「第一表歳入歳出予算補正」に示しますとおり、既定の歳入歳出予算にそれぞれ八十八万一千円を追加し、予算総額を五億一千五百八十八万一千円とするものでございます。
それでは、補正予算の内容を、説明書の事項別明細書により、七頁、歳入よりご説明いたします。
一款、一項、一目・下水道使用料三千円の増額は、前年度分滞納繰越分でございます。
四款、一項、一目は、繰入金二百五十万円の減額補正でございますが、交付金の減額による補正でございます。
五款、一項、一目・繰越金は、前年度繰越金でございまして、補正後の繰越金は、三百七十七万八千円となります。
歳出では、一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費では、人事異動に伴う人件費の減額補正でございます。
一款、一項、四目・農業集落排水管理費の追加補正は、前方クリーンセンターの汚泥引抜料、廃油ボールの清掃及び柳地区

建設課長

の発動発電機の法定点検委託料でございます。一款、一項・総務管理費の補正後の総額を、二千二百三十二万八千円としております。

二款、一項、三目・公共下水道事業費の追加補正は、発動発電機、制御盤を収納する格納庫設置のための、用地買収費の計上でございます。

四款、一項、一目・予備費を七千円増額し、補正後の小値賀町下水道事業特別会計歳入歳出予算総額を、五億一千五百八十八万一千円といたしました。

以上、提案理由のご説明をいたしました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（近藤一輝） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・事業収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第四款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第五款・繰越金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 歳出に移ります。

第一款・総務費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第二款・施設整備費

八番（伊藤忠之） 先ほどの建設課長の説明の中で、公有地の財産購入費がありましたけども、もう少し詳しく内容を、できれば買収用地の場所とか、もうちょっと説明をお願いします。

伊藤議員

議長（近藤一輝）　建設課長

建設課長（中村敏章）　お答えいたします。

公共下水道の方がですね、平成十六年度末には全ての地区を供用開始できるように計画しております。

今回、計画しているマンホールポンプの位置なんですけど、船瀬海岸のですね、小値賀診療所に行く途中の土地でございます。面積二百一平米を確保する計画でございます。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第四款・予　備　費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

一番（加山雅徳）　加山議員

歳出のですね、一款・総務費の、四目の農業集落排水管理費の中のですね、十二節。

この汚泥引抜搬送手数料ちゅうのが、次の、診療所の特別会計の中にも入ってくるわけですが、これは当然処理した分の汚泥を引抜いて、そいで、し尿処理場に持って行きよると思うとですけど・・・。

そこら辺の金額的にですね、十八万と計上されてますが、立米大体どのくらいでこの引抜料ちゅうのはしているのかということと、もう一点、その処理は西目の処理場でやっているのか。

その二点、ちょっとお伺いいたします。

議長（近藤一輝）　建設課長

建設課長（中村敏章）　お答えいたします。

前方地区のクリーンセンター分、これの汚泥引抜きが二万五千リッター、リッター六円でございます。それが十五万円。それとあと、同じく前方地区で、家庭で油分をですね、流して、実際油の方は流さないようにこちらの方は伝えているわけでございますが、どうしても油を流して、それでオイルボールがですね、マンホールの中に、これは勿論マンホールポンプのある位置なんですけど、その分がですね、約五千リッターございました。この分が三万円。合わせて十八万の計上でございます。

処理についてはですね、議員おっしゃるとおりでございます。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

一番（加山雅徳）　今、建設課長のお答えの中でですね、し尿処理場にこの汚泥の引抜きを持っていっているという答弁やったと思いますが、これは産業廃棄物ということになると思いますが、これを今堆肥センターですね、あそこの方に、要するに「堆肥化」ちゅう形の中で利用出来ないのか。そこら辺如何でしょうか。

議長（近藤一輝）　建設課長

建設課長（中村敏章）　堆肥センターの方ではですね、一般廃棄物が入っておりますので、堆肥化するのはですね、検査項目とかかなり複雑化しますので、ちょっと無理かとは思います。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

加山議員

一番（加山雅徳）　今の答弁ですが、私の勉強した範囲ちゅうですか、聞いた範囲によればですね、併せ産廃ということで、一般廃棄物でもですね、堆肥センターの方に持っていけるんじゃないかなあと・・・。そういう規定もあると思います。

そういう観点からですね、この十八万とか、次にも四十何万とか上がっとったですけど、診療所の会計の方もですね。

そういう再利用ちゅうですか。そういう意味において、そこら辺検討する余地があるんじゃないかなって思いますけど、如何でしょうか。

議長（近藤一輝）　建設課長

建設課長（中村敏章）　お答えいたします。

汚泥なんですけど、現在、堆肥センターもですね、牛糞の含水がものすごく高くてかなり苦慮しております。

それで、議員おっしゃるように、この汚泥を搬入しますとですね、その処理にかなりの手間と日数と労力とかかるだろうと思います。

詳しいことは農林課長の方が詳しいので、農林課長の方にお願いいたします。

議長（近藤一輝）　農林課長

農林課長（松本充司）　堆肥センターにつきましては、県の環境リサイクル対策課の方から、『一般廃棄物の処理に関する法律』に基づきまして、その処理する、堆肥化する材料を明確にして今許可をいただいております。

その中には、牛糞と、それから道路から出る野草、これが一般廃棄物になるわけですけど、それとか稲わら、それから野菜の残渣ということで許可をいただいておりまして、その家庭から出る天ぷらの油とかについては、今のところ、そういった項目の処理については許可をいただいておりません。

今、建設課長が言われるように、各牛舎からくる牛糞の水分が九〇（％）近くあるもんですから、それの水分を抜くのにかなり手間がかかっておりますので、今のところ、こういった汚泥等を持ってこられてもですね、なかなか堆肥を作ることは、今の段階ではちょっと不可能だと思います。

また、資源の有効活用ということで、家庭から出る生ゴミの処理についてもですね、早く処理をするように、活用するようにということで、町長からも言われているんですけど、もうしばらく時間がかかるということで考えております。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第五十七号、平成十六年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第一号）を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。

したがって、議案第五十七号、平成十六年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第一号）は、原案のとおり可決され

ました。

日程第十二、議案第五十八号、平成十六年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第一号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

診療所事務長（吉元勝信）　議案第五十八号、平成十六年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第一号）の提案理由を説明いたします。

この度の予算補正は、平成十五年度の決算による前年度繰越金確定と、県離島へき地医療支援センターからの医師派遣体制確立に係る人件費の組み替え、各種の修繕及び医薬品材料費等の増額補正が主なものでございます。

第一条は、第一表「歳入歳出予算補正」に示しますとおり、既定の予算に歳入歳出それぞれ二千二百六十五万四千円を増額し、補正後の総額を四億四千七百六十五万四千円とするものでございます。

第二条は、第二表「地方債補正」のとおり、医療機械整備に係る地方債借入額が、事業費確定により減額が生じましたので、補正を行うものでございます。

それでは、説明書事項別明細書の七頁より、補正予算の概要を順次説明いたします。

歳入では、一款・診療収入は、平成十五年度の未収金が確定しておりますので、その分の計上でございます。一項・入院収入で、四目・一部負担金、二節・過年度を四十三万円、六目・標準負担額収入、二節・過年度分を十六万三千円増額、二項・外来収入で、四目・一部負担金、二節・過年度を十三万三千円増額いたしております。これらの未収金に対しましては、既に半分近くが収納済みとなっており、今後も全額収納に向けて努力してまいります。

二款・使用料及び手数料、一項・使用料、一目・施設使用料は、一款同様に前年度未収金確定による増額補正でございます。

五款・繰越金、一項・繰越金、一目・繰越金は、前年度分の繰越金が確定いたしましたので、二千三百十九万八千円増額して、補正後の総額を三千百十九万八千円にいたしております。

六款・諸収入、二項・雑入、一目・雑入の増額ですが、これも前年度の未収金確定に伴うものでございます。

七款・町債、一項・町債、一目・病院事業債百三十万円減額は、医療機械器具の購入事業費確定による過疎債の変更でございます。

歳出では、一款・総務費、一項・施設管理費、一目・一般管理費補正の主なものといたしましては、人件費で一千二百十万九千円の減額補正でございますが、今年度から県離島へき地医療支援センターからの医師派遣が実施され、当初、町単独での医師雇用を想定した予算を、先に改正しております医師給与条例により、県の給与システム準用に切り替えをいたしましたので、それぞれ変更をいたしております。

なお、派遣医師の退職金につきましては、県が負担することになっております。また、人事異動分と看護師一名退職に係る人件費分についてもそれぞれ減額をいたしております。七節・賃金は、看護師減に係る補充のための看護師臨時雇賃金でございます。十一節・需用費は、空調機の大規模修繕が必要となったことによるものです。これは、コンプレッサーの取り替えが主なもので、それに付随する経費一式分で百九十二万円でございます。十二節・役務費は、各種手数料及び保険料でございます。十三節・委託料は、四月に予定しておりました下水道接続が七月にずれ込み、その間の合併浄化槽管理委託料が必要となりましたので、四カ月分を計上いたしました。十四節・使用料及び手数料は、電話機が十年を経過して各種のトラブルが頻発し、システム全般を更新する必要が生じましたので、リース料の六カ月分二十一万四千円計上と、医事用コンピューターが診療報酬請求明細書（レセプト）対応限度の一千五百枚を常時越えるようになり、また、各種の法改正の対応が厳しくなりましたので、年度途中ではございますが、新機種へのリプレースとして六カ月分のリース料四十三万八千円を計上いたしました。

このリプレースにより、電子レセプト化や電子カルテ化の基礎づくりができることとなり、合理化が一歩進むことになります。なお、電話機は七年、医事コンピューターは五年のリース契約の予定です。十八節・備品購入費は、庁用備品費で、医師住宅や当直室等の冷暖房機の取り替えで、既に予算額近くまで執行しましたので、今後、離島往診用の診察椅子やテーブル、その他の購入費用を見込んで追加いたしております。十九節・負担金、補助及び交付金は、県から派遣医師二名分の赴任旅費で、この分の負担金の計上でございます。二十七節・公課費は、二台分の自動車重量税の計上。二十八節・繰出金は、前年度分の一般会計繰入金の繰り戻しとして一千五百万円の計上で、一項・一般管理費の補正後の総額を二億四百十八万五千円といたしました。

二款、一項・医業費、一目・医業用機械器具費で、ＣＴの基盤故障が見つかり交換が必要となりましたので、その分の修繕費として百五十七万五千円を計上。十八節・備品購入費は、ＣＲシステムの事業費確定に伴う減額と、システム生物顕微

鏡の購入に係るもので、この顕微鏡は開設当初から使用しておりまして二十年経過し、目視に支障が出てきましたので更新を行います。また、二目・医薬品衛生材料費で、十一節・需用費九百万円の増額計上は、医薬品購入費の上昇分で七百二十万円増額と、施設健診の増加等で検査試薬品代が上昇傾向にありますので、百八十万円増額でございます。これにより、一項・医業費の補正後の総額を二億一千九百八十五万一千円といたしました。

四款、一項、一目・予備費は、四百五十六万九千円増額し、予備費総額を五百七十一万五千円にいたしました。今後、施設の各種の補修や機械器具の修理等が考えられるとともに、まだ今年度も半年を残して流動的な部分がありますので、予備費に集中化を図って、今後の突発的でかつ軽微な事態について対応をいたしたいというふうに考えております。

次に、予算書二十一頁の、地方債現在高見込調書の概要を説明いたします。

一、普通債で、ＣＲ装置の入札が終わり、事業費が確定したために、今回、百三十万円減額補正を行いました。この事業では当初辺地債を予定しておりましたが、起債申請の段階で過疎債に変更になりましたので、辺地債を一千百六十万円減額、過疎債の一千三十万円増額調整により、今年度中の起債見込額を一千三十万円といたしました。

以上、平成十六年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第一号）に係る概要を説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（近藤一輝）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・診　療　収　入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第二款・使用料及び手数料

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第五款・繰　越　金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第六款・諸　収　入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第七款・町　　債

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　歳出に移ります。

第一款・総　務　費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第二款・医　業　費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第四款・予　備　費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

八番（伊藤忠之）　伊藤議員　歳出の方でお尋ねしますけども、需用費がですね、修繕料が二つほど上がってますけども、総額で大体約三百五十万ほど・・・。

今後ですね、まだ修繕費が増えるのかどうか、そのお考えをお伺いしたいと思います。

議長（近藤一輝）　診療所事務長

診療所事務長（吉元勝信）　お答えいたします。

ご承知のように、診療所も二十年経ってかなり老朽化しておりますので、一般管理費については、大きな部分での修繕というのは今のところ考えておりませんが、小さな部分での修繕はあり得るというふうに考えております。

それから、医業用の機械器具については、今のところ、まったく想像がつきませんが、当然、機械のことでありますので、そういう特にＣＴとかレントゲンとか、高額の医療機械が入っておりますので、そういう部分の修繕、補修、そういうのもあり得るというふうには考えております。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

六番（松永勇治）　松永議員　私の聞き違いかも知れませんけれども、一款のですね、施設管理費の中のですね、給料ですね、二節の・・・。

先ほど提案理由の中で、医師の給料表を県の給料表に切り替えたような説明があったと思うんですけども、そうした場合に、条例の改正は必要ではないのか、お尋ねします。

議長（近藤一輝）　診療所事務長

診療所事務長（吉元勝信）　お答えいたします。

医師の給与条例につきましては、三月の定例議会の折に、条例を改正いたしております。

それで、その時点ではまだ派遣医師が確定しておりませんでしたので、町で見つけるということで、前の川上先生の給与水準に合わせた予算計上をしておりました。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

十番（立石隆教）　予備費のところでお伺いをします。

立石議員

先ほど説明では、機械修理、或いはそういうふうな急なですね、出費等が考えられるということで、当初予算よりもですね、かなり大きな額をここで補正をしております。

これは、本年に限ってそのようなことが予測できるから、ここでこれだけのものを上げてきたのか。

診療所の会計から言うと、当初からこれぐらいのことは組んでもいいのではないかと私は思っておりますが、そこの辺のところをどういうふうなことで、今の時期にこれぐらいの補正を、『予備費』にしたのかということをお伺いしておきます。

議長（近藤一輝）　診療所事務長

診療所事務長（吉元勝信）　お答えいたします。

先ほども申し上げましたように、機械器具についての修繕というのがある程度あるのではないかというふうに考えておりますので、そういうふうになった場合に、先ほど予算で説明いたしましたように、ＣＴの補修なんかでも百五十万とか二百万とか、そういう多額になることがあります。

それで、そういう部分を勘案してこの時期に大変申し訳ないとは思うんですが、四百五十万程度予備費の方に補正をさせてもらっております。

それで、つい先日でございますが、Ｘ線のレントゲン装置がちょっと故障をいたしまして、今、修繕見積もりをしているところでありますが、その部分でも九十万程度かかるというようなことでございますので、そういった故障等が今後も出て

くる可能性はあるというふうに考えております。
　それから、当初予算で五百万程度ぐらいの予備費計上につきましては、平成十六年度の当初の予算の編成におきまして、かなり厳しい状況でこちらの方が見積もりを行いました。
　それで、率直に申し上げさせていただければ、かなり予備費にもってくる予算というのにも限られまして、百十万という少ない金額にはなっておりますが、もし今後余裕がありましたら、五百万程度の予備費を当初からもってこさせていただければというふうに考えております。
議長（近藤一輝）　立石議員
十番（立石隆教）　じゃあ、今年に限ったことではないということで理解をしておきます。
　おっしゃるように、本来なら予備費というのは当初予算できちっと決めたらですね、その中でなんとかしていくっていうことが筋だと思っております。途中で予備費を上げるっていうのは、私は聊か今までの議会においても、これについてはいつも噛み付いておりますので、そういうな形はなるべく執らない方がよろしい。
　しかも、特別会計においてはですね、一般会計から必要なときには支出が行うことができるわけですから、そういうふうなものが修理等大きな金額が必要になれば、そっちの方からもあるっていうことも十分に考えられることで、それから言えばですね、この予備費が絶対にこれだけの金額がなければならないということでもない。ということもあります。
　従いまして、年度途中に補正で予備費を上げてくるっていうのは、相当の理由がないといけないというふうに私は思っておりますので、その辺は今後、留意をしてほしいということだけは申しておきます。
議長（近藤一輝）　診療所事務長
診療所事務長（吉元勝信）　その点につきましては、十分今後、留意しながら対応したいと思います。
議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　質疑なしと認めます。
　次に、第二表『地方債補正』についてご質疑願います。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、議案第五十八号、平成十六年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第一号）を採決します。
おはかりします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。
したがって、議案第五十八号、平成十六年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第一号）は、原案のとおり可決されました。
以上で、本日の日程はすべて終了しました。
本日は、これにて散会します。
明日、九月二十三日は、休会とします。
明後日、九月二十四日は、午前九時三十分より開議します。

―午前　十一時　十三分　散会―